提出書類チェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 事務所名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先（tel/fax/e-mailなど） |  |
|  |
| ■建築士事務所廃業届 - 該当日より30日以内に提出 |
| ①廃業届 |  | もれなく記入　署名・押印は不要 |
| ②更新(登録)通知書 |  | 更新(登録)通知書の原本(協会長押印1枚目のみ) |
| ③②がない場合 始末書 |  | ※上記 通知書を紛失した場合 |

【参考】届出義務者及び添付書類

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 該当事項 | 届出者 | 添付書類 |
|  | 1. 開設者が業務を廃止したとき | 開設者 | ①上記書類 |
|  | 2. 開設者が死亡したとき | 相続人 | ①上記書類②死亡の事実及び相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本または抄本） |
|  | 3. 開設者が破産したとき | 破産管財人 | ①上記書類②破産の事実を証する書類（破産決定通知書等）③破産管財人であることが確認できる書面（破産管財人選任及び印鑑証明申請書） |
|  | 4. 法人が合併により解散したとき | 役員であったもの | ①上記書類②解散の事実を証する書類（登記事項証明書のうち閉鎖事項証明書） |
|  | 5. 法人が破産又は合併以外の事由により解散したとき | 清算人 | ①上記書類②解散の事実を証する書類（清算人が登記された登記事項証明書） |

**建築士個人の届出(住所等)は、必要な場合直接建築士会へ【令和３年４月より】**

**ご提出いただくようになりました。**

[**http://www.ehime-shikai.com/architect/registry**](http://www.ehime-shikai.com/architect/registry)

**建築士住所等の届出は、必要な場合直接建築士会へ【令和３年４月より】**

**ご提出いただくようになりました。**

[**http://www.ehime-shikai.com/architect/registry**](http://www.ehime-shikai.com/architect/registry)

愛指定様式３

**建築士事務所廃業届**

次の理由により廃業したので建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の7の規定

により届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
|  | 届出人 |  |  |
| 愛媛県指定事務所登録機関 | 電話 |  |
| 一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長　様 |
| 建築士事務所 | 登録年月日 | 平成・令和　　　　 | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 種別 | □一級 | □二級 | □木造 |
| 登録番号 | 愛媛県知事登録　第　　 |  | 号 |
| 事務所の名称 |  |
| 所在地 | 〒 |
|  |
| 電話 |  |
| 開設者（登録申請者） | 法人名称又　は個人氏名 |  |
| 法人事務所所在地又は個人住所 | 〒 |
|  |
| 代表者の役職名及び氏名 | (役職名)　　　　　　　　　　 | (氏名) |
| 廃業年月日 | 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |
| 廃業等の事由 | □業務の廃止　　　　□法人⇔個人　　　　　　　　□級の変更□開設者の死亡　　　□法人の合併・解散・破産　　□管理建築士の退職□他都道府県へ移転　□その他（　　　　　　　　　　） |
| 事務所と届出者との関係 | □開設者本人　　　　□相続人　　　　　　　　　　□破産管財人□合併解散時代表役員□破産等の清算人 |
|  （注）□のある欄は、該当する□に印を付けてください。 |